

看護師等養成所施設整備事業補助金交付要綱

	昭和63年10月5日63衛医看第397号
一部改正	平成4年2月10日3衛医看第988号
一部改正	平成4年9月11日4衛医看第439号
一部改正	平成6年2月21日5衛医看第439号
一部改正	平成6年9月19日6衛医看第499号
一部改正	平成9年2月10日8衛医看第1130号
一部改正	平成10年7月3日10衛医看第426号
一部改正	平成11年7月1日11衛医看第474号
一部改正	平成13年6月15日13衛医看第367号
一部改正	平成14年3月29日13衛医看第1649号
一部改正	平成17年5月19日17福保医人第129号
一部改正	平成18年11月20日18福保医人第1412号
一部改正	平成20年11月13日20福保医人第1453号
一部改正	平成24年9月3日24福保医人第1019号
一部改正	平成31年3月29日30福保医人第2614号
一部改正	令和5年6月30日5福保医人第960号

第1 目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に基づき指定を受けている又は指定を受けることができる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）の施設整備事業に要する経費を補助することにより、その教育環境を充実させ、もって都内における看護師等の充足を図り、都民の生命と安全の確保に資することを目的とする。

第2 補助対象

補助対象事業は、看護師等養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除く。）の施設整備事業で、次に掲げる者が行うものとする。この場合において、（5）及び（6）については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けていない若しくは認可を受けることができない養成所を除く。ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。

- (1) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）
- (2) 健康保険組合及びその連合会
- (3) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (4) 学校法人及び準学校法人
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人
- (6) 医療法人

第3 補助金の交付額

補助金は予算の範囲内で交付するものとし、交付額は次により算出された額とする。

別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方に0.75を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）を交付額とする。

第4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ別記第1号様式による交付申請書を知事の定める日までに提出しなければならない。

第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

第6 交付決定の通知

知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに交付決定通知書により、交付の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

第7 交付の条件

この補助金の交付の条件は、別紙のとおりとする。

第8 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第9 指導及び監督

知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助事業に係る施設及び運営について、法その他の関係法令の定めるところにより補助事業の交付目的が有効に達せられるよう必要な指導監督を行うものとする。

第10 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び「東京都補助金等交付規則の施行について」（昭和37年財主調発第20号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年7月3日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月13日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

基準額	対象経費
<p>次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>1 新築の場合</p> <p>(1) 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡</p> <p>(2) 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17㎡</p> <p>2 増築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 ただし、既存面積と増築との合計面積は、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。</p> <p>3 改築の場合（移改築及び模様替えを含む。） 当該施設の既存面積。ただし、上記1の例により算出した場合の面積を超えることができない。</p> <p>4 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記2又は3により算出した面積に16.2㎡を限度として加算した面積</p>	<p>学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の新築、増築及び改築に要する工事費及び工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <p>1 土地の取得、整地に要する費用</p> <p>2 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</p> <p>3 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>4 既存建物の買収に要する費用</p> <p>5 その他施設整備費として知事が適当と認めない費用</p>

- 注) 1 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 2 建築単価が、知事が別に定める単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別紙

(交付の条件)

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により、交付の決定を取り消すことができるのは、天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- (3) 知事は、(1)の規定による交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費、並びに補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付をすることができる。
- (4) (3)による補助金の額の当該経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（ただし、軽微なものを除く。）。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものを除く。）。
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- エ 建物の設置場所の変更しようとするとき（ただし、設置予定敷地内の変更で機能を著しく変更しない軽微なものを除く。）。
- オ 建物の規模、構造又は用途の変更をしようとするとき（ただし、機能を著しく変更しない軽微なものを除く。）。
- カ 養成課程及び学生定員の変更をしようとするとき。
- キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過する前に、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊そうとするとき。

なお、財産の処分制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合に、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 事業上の契約行為

契約手続きについては、別に定める「保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準」（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）を遵守すること。

5 一括下請負の禁止

4により締結した契約に基づき行う事業については、一括下請負を承諾してはならない。

6 実施状況報告

補助事業者は、12月末日までの補助事業の実施状況を翌年1月10日までに、別記第2号様式による実施状況報告書を知事に報告しなければならない。

7 補助事業の遂行命令

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 知事は、補助事業者が、（1）の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) （2）の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が、この交付の決定の内容、又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、12（1）のウの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後、別記第3号様式による実績報告書を事業完了後1か月以内と事業の属する会計年度の翌年度の4月5日とのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。2のウの規定により廃止の承認を受けたときも同様とする。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

9 補助金の額の確定

知事は、8の規定による実績報告書があったときは、当該実績報告に係る書類の審査及び現地調査等により、当該補助事業の成果がこの交付の決定及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容、又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

11 財産の管理等

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 2のキの規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

12 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

13 補助金の返還

- (1) 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用がある。

14 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が12(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセ

ントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 違約加算金の計算

14（1）の規定により、加算金の交付を命じた場合において、補助事業者の納付金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

16 延滞金の計算

14（2）の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

17 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に返還を命じ、補助事業者が当該補助金違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業に交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺する。

18 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出についての証拠書類を整理し、かつ当該帳簿、証拠書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。